

平成 28 年 12 月 26 日(月) 開催 介護予防・日常生活支援総合事業説明会

資料の訂正

神戸市保健福祉局介護保険課

正誤表

| 該当箇所                 | 訂正前   | 訂正後   |
|----------------------|---|---|
| P.7<br>問 3           | 問 3 (追加) 29 年 4 月 1 日以降、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用していた要支援者が、認定更新前に介護予防訪問介護から <u>生活支援型訪問サービス</u> に切り替えた場合 (後略)   | 問 3 (追加) 29 年 4 月 1 日以降、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用していた要支援者が、認定更新前に介護予防訪問介護から <u>生活支援訪問サービス</u> に切り替えた場合 (後略)  |
| P.12<br>問 12         | 問 12 (追加) <u>生活支援型訪問サービス</u> において、老計第 10 号の内容以外のサービスの提供は可能か。  | 問 12 (追加) <u>生活支援訪問サービス</u> において、老計第 10 号の内容以外のサービスの提供は可能か。   |
| P.22<br>問 10<br>回答部分 | <p>要介護 1 と判定されたあと、要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うか、利用者やサービス提供事業者等との調整をお願いします。</p> <p>神戸市においては、事業対象者として取り扱う場合、認定決定日の<u>翌日</u>末までとします。その後は介護給付の利用を開始します。(後略)</p> | <p>要介護 1 と判定されたあと、要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うか、利用者やサービス提供事業者等との調整をお願いします。</p> <p>神戸市においては、事業対象者として取り扱う場合、認定決定日の<u>翌月</u>末までとします。その後は介護給付の利用を開始します。(後略)</p> |

( \_\_\_\_\_ は、訂正部分を示す。)